

農薬使用計画書の作成にあたってよくいただく質問

(令和8年2月)

目次

- (Q.1) 「使用する対象」欄の、「樹木類」、「樹木等」の違いは何ですか。
- (Q.2) 「使用方法」欄の「添加」とは何ですか。
- (Q.3) 農薬使用計画書の提出年月日欄にはいつの日付を記入すればよいですか。
- (Q.4) 農薬を検索するためにはどうすればよいですか。
- (Q.5) どの農薬を使用するか、まだ決まっていません。農薬使用計画書にはどのように記載すればよいでしょうか。
- (Q.6) 農薬実績報告書を提出する必要はありますか。
- (Q.7) 捺印は必要ですか。
- (Q.8) 提出年月日が「平成」表記に変換されてしまいます。「令和」表記にするにはどうすればよいですか。
- (Q.9) 『農薬使用計画書様式(ゴルフ場)エクセルファイル(入力補助あり)版』で、「登録番号入力」欄に、農薬登録番号を入力したが、「#N/A」と出てしまいます。どうすればよいですか。
- (Q.10) 『農薬使用計画書様式(ゴルフ場)エクセルファイル(入力補助あり)版』の「使用方法」の選択肢の中に、予定している使用方法の選択肢がありません。どうすればよいですか。
- (Q.11) ゴルフ場で有人ヘリコプター、無人ヘリコプター、ドローン(無人マルチローター)を用いて農薬を散布したいのですが、どの書類を提出すればよいですか。

(Q.1) 「使用する対象」欄の、「樹木類」、「樹木等」の違いは何ですか。

(A.1) 農薬とは、農作物等を害する病害虫等の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤等のことを言います。「芝」、「樹木類」は農作物等に分類されています。

「樹木類」は、まつ類、さくら、すぎ等の樹木の大グループ名です。雑草・病害虫から保護するため、樹木類に農薬を散布したり、樹幹注入を行うなどの場合が該当します。

適用作物が「樹木等」とされている農薬は、公園、庭園、堤とう、駐車場、道路、運動場、宅地、のり面等の植栽管理の目的で使用されます。例えば、植栽地を除く樹木等の周辺地に雑草茎葉散布を行う場合が該当します。

なお、農薬使用計画書様式(ゴルフ場)エクセルファイル(入力補助あり)版に入力する場合、「使用する対象」が「芝」、「樹木類」、「樹木等」以外の農作物等である場合は「その他」を選択ください。

(Q.2) 「使用方法」欄の「添加」とは何ですか。

(A.2) 「添加」とは、展着剤の使用方法を指します。展着剤は、ほかの農薬と混合して用い、その農薬の付着性を高める薬剤です。

(Q.3) 農薬使用計画書の提出年月日欄にはいつの日付を記入すればよいですか。

(A.3) ●農薬使用計画書(新規)

毎年度、農薬を使用しようとする最初の日までで、提出いただける日を記入してください。また、農薬使用計画書は毎年度提出いただくものですので、年度をまたぐ期間の農薬使用計画書は提出いただけませんが、提出日が前年度となることは問題ありません。

●農薬使用計画書(変更)

新規の農薬使用計画書の提出日以降で、その農薬を使用しようとする最初の日までで、提出いただける日を記入してください。

(Q.4) 農薬を検索するためにはどうすればよいですか。

(A.4) 「農薬登録情報提供システム」から検索ください。システムの更新に伴い、令和3年3月から、URL が変更されています。推奨ブラウザ以外で開くと、検索できないことがあるため、「農薬登録情報提供システム」トップページに記載されている、推奨ブラウザをご確認ください。また、操作方法については、以下のリンクからご確認ください。

なお、農薬使用計画書様式(ゴルフ場)エクセルファイル(入力補助あり)版の「HP ダウンロード情報」は、農薬を検索することを想定したものではありませんので、ご注意下さい。

・農薬登録情報提供システム(<https://pesticide.maff.go.jp>)

・操作マニュアル(https://pesticide.maff.go.jp/manual/search_manual.pdf)

(Q.5) どの農薬を使用するか、まだ決まっていません。農薬使用計画書にはどのように記載すればよいでしょうか。

(A.5) 農薬使用計画書は、その時点でどの農薬を使用する予定かを取りまとめて提出いただくものです。そのため、使用する可能性のある農薬を記載していただいてもかまいません。

なお、計画書に記載しなかった農薬を使用する場合には、その都度、変更計画書を提出いただく必要があります。

(Q.6) 農薬実績報告書を提出する必要はありますか。

(A.6) 国(農政局)への提出は不要です。国(該当する農政局)へは、農薬使用計画書を提出ください。ただし、実績報告書等の提出を義務づけている府県もございますのでご注意下さい。詳しくは、各府県の農林水産部局までお問い合わせください。

本資料ダウンロードページの「参考資料等」欄にお問い合わせ先を記載しておりますので、そちらも合わせて参考にご覧ください。

(Q.7) 捺印は必要ですか。

(A.7) 捺印は不要です。

(Q.8) 提出年月日が「平成」表記に変換されてしまいます。「令和」表記にするにはどうすればよいですか。

(A.8) 元号表記が正しく表示されないときは、先頭に「'」を付けて、「'令和8年4月1日」の形式で入力して下さい。

(Q.9) 『農薬使用計画書様式(ゴルフ場)エクセルファイル(入力補助あり)版』で、「登録番号入力」欄に、農薬登録番号を入力したが、「#N/A」と出てしまいました。どうすればよいですか。

(A.9) 「#N/A」と表示される理由として、2つの可能性があります。

●入力いただいた農薬が失効している場合

→すでに販売が終了しているため、在庫をご確認下さい。在庫がある場合は、農薬の有効期限(最終有効年月)内であれば、使用することができます(販売禁止農薬に指定された農薬を除きます)。

有効期限内である場合には、お手数ですが「農薬の名称」、「農薬の種類」、「用途」の欄に直接入力をお願いいたします。なお、直接入力した際に「直接入力も可能ですが、以後自動表示されなくなります。続けますか?」との表示が出た場合には、「はい」を選択してください。

●近年登録された農薬であるために、登録情報がエクセルファイルへ反映されていない場合

→お手数ですが「農薬の名称」、「農薬の種類」、「用途」の欄に直接入力をお願いいたします。なお、直接入力した際に「直接入力も可能ですが、以後自動表示されなくなります。続けますか?」との表示が出た場合には、「はい」を選択してください。

(Q.10) 『農薬使用計画書様式(ゴルフ場)エクセルファイル(入力補助あり)版』の「使用方法」の選択肢の中に、予定している使用方法の選択肢がありません。どうすればよいですか。

(A.10) 予定している使用方法を正確に記載してください。

例えば、使用方法が「空中散布」と農薬ラベルに記載されている場合、『農薬使用計画書様式(ゴルフ場)エクセルファイル(入力補助あり)版』では「空中散布」の選択肢はありませんが、「その他」を選択、もしくは「空中散布」を直接入力してください。(「散布」を選択しないでください。)

(Q.11) ゴルフ場で有人ヘリコプター、無人ヘリコプター、ドローン(無人マルチローター)を用いて農薬を散布したいのですが、どの書類を提出すればよいですか。

(A.11) ●有人ヘリコプターを使用する場合

「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」第4条、第5条に基づき、国(該当する農政局)へ農薬使用計画書を提出いただく必要があります。

また、「農林水産航空事業実施ガイドライン」に基づき、毎年度、農林水産航空事業計画と事業実施の実績を、各府県に設置された農林水産航空事業対策協議会へ提出いただく必要があります。

●無人ヘリコプターを使用する場合

「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」第5条に基づき、国(該当する農政局)へ農薬使用計画書を提出いただく必要があります。

また、「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」に基づき、空中散布計画書を、空中散布する月の前月末までに空中散布の実施区域内の府県農薬指導部局へ、提出いただく必要があります。(また、空中散布の実績につきましても併せて報告願います。)

●ドローン(無人マルチローター)を使用する場合

「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」第5条に基づき、国(該当する農政局)へ農薬使用計画書を提出いただく必要があります。

また、「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」には、計画書を提出する旨の記載はありませんが、府県によっては計画書の提出を求めている場合がございますので、各府県の農薬指導部局へお問い合わせ下さい。

※航空機を用いて農薬を散布したい場合、まず航空法に基づく飛行の許可・承認手続きをしていただく必要があります。詳しくは国土交通省ホームページをご参照ください。

その他、府県ごとに、ゴルフ場において農薬を使用する場合に書類の提出が必要な場合がありますので、詳しくは各ガイドラインをご参照ください。

・農林水産航空事業(近畿農政局)

(<https://www.maff.go.jp/kinki/syouhi/mn/noutiku/koukuzigyo.html>)